

居宅介護支援事業所重要事項説明書

この説明書は、ご利用者が居宅介護支援の契約にあたって、ご利用者やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっています。

1 当事業所の概要

事業所名	南あわじ市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地
指定事業所番号	2871700551
開設年月日	平成17年1月11日
連絡先	電話 0799-44-2727 FAX 0799-44-3037
管理者氏名	南あわじ市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 松本 貴子
営業日	国民の祝日・休日および12月29日から翌年1月3日までを除く月曜日から金曜日まで 営業日以外の業務については、ご相談に応じます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
連絡等時間	当事業所への連絡等は、平日の午前8時30分から、午後5時15分までにお願いします。なお時間外（平日の午前8時30分から午後5時15分以外）は、電話等により24時間連絡可能な体制にします。
サービスを提供する実施地域	南あわじ市全域
事業の目的	要介護者等の依頼を受け、その心身の状況やおかれている環境、要介護者等およびそのご家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類および内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。また、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、紹介その他支援を行うことを目的とします。

運営の方針	ご利用者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう介護保険法を遵守し、居宅サービス計画の作成を行い、公正中立な居宅介護支援の提供を行います。
-------	---

2 当事業所の法人概要

法人名	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会
所在地	兵庫県南あわじ市広田広田1064番地
設立年月日	平成17年1月11日 (緑町社会福祉協議会・西淡町社会福祉協議会・三原町社会福祉協議会・南淡町社会福祉協議会合併による設立日)
連絡先	電話 0799-44-3007 FAX 0799-44-3037
代表者氏名	会長 阿部昌弘
居宅介護支援以外に行っているサービス	訪問介護事業 (介護保険法・ホームヘルプサービス) 障害者居宅介護等事業 (障害者総合支援法・ホームヘルプサービス) 軽度生活援助事業 (南あわじ市委託・ホームヘルプサービス) 相談支援事業(障害者総合支援法) 多機能型施設 (生活介護 児童発達支援・ 放課後等デイサービス)

3 当事業所の職員体制

職 種	業 務 内 容	勤務体制	員 数
管 理 者	当事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。	常 勤 (兼 務)	1 名

介護支援 専門員	要介護者等からの相談に応じ、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるようにサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。	常 勤 (専 任)	2 名
		常 勤 (兼 務)	2 名
		非 常 勤 (兼 務)	0 名

(介護支援専門員)

資 格	氏 名
介護支援専門員	松 本 貴 子
	濱 田 栄 吾
	松 山 和 子
	山 本 恵 子

訪問時は身分証を携行しています。初回訪問時及びご利用者またはご家族から提示を求められたときは、いつでも提示します。

4 提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書第4条から第7条に規定するご利用者に提供するサービスの内容は、次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	介護保険適用
居宅サービス 計画の作成	①ご利用者の自宅を訪問し、ご利用者やそのご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ②自宅周辺地域における適切な保健医療サービスおよび福祉サービス、利用料等の情報を適正にご利用者やそのご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。 ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ④居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の	○

	<p>対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分し、その種類、内容、利用料等をご利用者やそのご家族に説明し、その意見を伺います。</p> <p>⑤居宅サービス計画の原案は、ご利用者やそのご家族と協議した上で、必要があれば変更を行いご利用者から文書による同意を得ます。</p>	○
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	<p>①ご利用者やその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続して行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。</p> <p>②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>③ご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、ご利用者に介護保険施設の紹介、その他支援を行います。</p>	○
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<p>①ご利用者およびそのご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</p> <p>②ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、ご利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。</p>	○
給付管理	<p>①居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	○
相談・説明	<p>①介護保険や介護に関することは、詳しく説明を行い、幅広くご相談に応じます。</p>	○
医療との連携・主治医への連絡	<p>①ケアプランの作成時（または変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、ご利用者の同意を得た上で、関連する医療機関やご利用者の主治医との連携を図りま</p>	○

	す。	
財産管理・権利擁護等への対応	①ご利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、ご利用者の依頼に基づいて関係機関に連絡を行います。	○
居宅サービス計画の変更	①ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者やその家族と事業者双方の合意の上、居宅サービス計画を変更します。	○
要介護認定等に係る申請の援助	①ご利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ②ご利用者に要介護認定有効期間満了60日前には、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付	①ご利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(ただし、コピー代等の実費は自己負担となります。) ②ご利用者は、契約終了の際には当事業所に請求して、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員の交代	①事業者からの交代 介護支援専門員を交代する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。 ②ご利用者からの申し出で交代 介護支援専門員の交代を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。	○

5 書類の管理

当事業所は、居宅介護支援または介護予防居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、ご利用者の要支援または要介護の認定の有効期間が満了する日から5年間保管し、ご利用者またはご家族が希望される場合には、その閲覧に応じます。

6 サービスの利用料および利用者負担

当事業所の居宅介護支援（居宅介護サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則としてご利用者の負担はございません。

※ 介護保険法適用の場合でも、ご利用者に保険料の滞納等がある場合には、1ヶ月あたりについて、下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書（様式第4号）を発行します。

（サービス提供証明書を南あわじ市役所の窓口に出しますと、後日に払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額ご利用者のご負担となる場合もあります。）

要介護1、2	10,860円（1ヶ月）
要介護3、4、5	14,110円（1ヶ月）
特定事業所加算Ⅰ	5,190円（1ヶ月）
特定事業所加算Ⅱ	4,210円（1ヶ月）
特定事業所加算Ⅲ	3,230円
特定事業所加算A	1,140円
初回加算	3,000円※
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
通院時情報連携加算	500円

※初回加算は、新規に居宅サービス計画を策定又は要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実 費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。 (事業所から、片道5キロメートル未満 200円 事業所から、片道5キロメートル以上については5キロメートルごとに200円加算)	利用のあった月ごとに集計し、翌月10日までに請求させていただきます。お支払については、その月の26日までをお願いします。
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行に係る費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり)実費相当分	サービス提供の実施記録をご利用者に交付する場合には、コピー料金等の実費負担が必要となります。	

7 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

(別紙1) のとおり

8 守秘義務

当事業所は、ご利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。

サービス担当者会議等で、ご利用者やそのご家族の情報を利用するには、ご利用者の同意が必要となりますので、同意書(様式第3号)に記名押印いただくこととなります。

9 緊急時の対応について

ご利用者、ご家族からの緊急の連絡を24時間体制で受けられるようにしています。

○緊急時連絡先

①月～金 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	0 7 9 9 - 4 4 - 2 7 2 7
②月～金の上記以外の時間、土・日・祝日	0 9 0 - 3 2 6 4 - 4 9 6 6

管理者 松本 貴子 が対応します。

10 サービスに関して苦情や相談がある場合

提供したサービスに苦情がある場合、また作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は速やかに対応を行います。

サービス提供に関しての苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

(当事業所の苦情相談窓口)

南あわじ市 社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地
	苦情解決 責任者 氏名	松本 貴子
	苦情解決 責任者	山口勇樹
	連絡先	0 7 9 9 - 4 4 - 3 0 0 7
	受付時間	(平日)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(淡路県民局)

淡路県民局 洲本健康福祉事務所 監査福祉部	所在地	兵庫県洲本市塩屋 2 丁目 4 番 5 号
	連絡先	0 7 9 9 - 2 6 - 2 0 5 4
	受付時間	(平日)午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分

(南あわじ市の苦情相談窓口)

南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課 介護保険係	所在地	兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
	連絡先	0 7 9 9 - 4 3 - 5 2 1 7
	受付時間	(平日)午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

(介護保険サービスの苦情について)

兵庫県国民健康保険 団体連合会 (介護サービス苦情 相談窓口)	所在地	神戸市中央区三宮町 1丁目9番1-1801号
	連絡先	078-332-5617
	受付時間	(平日)午前8時45~午後5時15分

11 損害賠償

当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。
当事業所が、ご利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、当事業所の契約書第12条の規定に基づき、金銭等により賠償します。

入 保 険 名	社協あんしん保険
保 険 の 内 容	居宅サービス事業者 賠償補償制度
賠償できる 事 項	<ul style="list-style-type: none">・当事業所の介護支援専門員が、ご利用者の家財等を壊してしまったとき・当事業所の介護支援専門員が、ご利用者にケガをさせたとき

12 訴訟が生じた場合

苦情又は賠償等が発生し、上記9、10の対応で解決されない時は、訴訟が生じる場合があります。その場合には、ご利用者の住所を管轄する裁判所が第一審裁判所となります。

13 契約の終了と自動更新

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で一旦終了することとなります。ただし、有効期間の満了30日前までに、ご利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間（原則として6ヶ月程度）まで、自動的に更新されます。

14 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、ご利用者の方から解約を希望する10日前までに申し出いただければ解約することができます。

※ 解約の場合は、次の事業者への引き継ぎなど、ご利用者が介護保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明者氏名 ㊟

事業者 住 所 兵庫県南あわじ市広田広田1064

名 称 南あわじ市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所

代表者 会 長 阿 部 昌 弘 ㊟

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者(又は代理人)住 所 兵庫県南あわじ市

氏 名 ㊟

ご利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆します。

署名代筆者 住 所
氏 名 ㊟
(ご利用者との関係)

(別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

ご利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成により、サービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援サービスについて

- ①ご利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、速やかに居宅サービス計画を作成し、ご利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ②居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③作成した居宅サービス計画については、要介護認定後にご利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ①要介護認定後、ご利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。
このとき、ご利用者から当事業所に対して、この契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了します。(解約料はいただきません。)
- ②ご利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合について

- ①要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、自動的に契約は終了します。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、ご利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ①要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的にご利用者にご負担いただくこととなります。
- ②要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスに係る費用の全額を、ご利用者においてご負担いただくこととなります。